

共同生活援助事業設置費補助金 制度変更に関するQ & A

(問) 補助要件となる住居定員の2分の1以上が重度障害者であることはどのように確認するのか。また実際に少しでもそれに満たなかった場合は、一律補助金の返還となるのか。

(答) 補助金申請時に、入居予定者について記載をいただく書類をご提出いただき、確認をさせていただきます。

また、補助対象住居の開設後6か月の入居状況等について、7か月目の末日までに、報告書を提出いただき確認します。入居状況については入居後の入院など個別の事情が生じることも想定されることから、一律返還とはしない予定です。返還については、一定の判断基準をお示しし、統一した取扱いとします。

なお、重度障害者の数として算入できるのは、本市支給決定者のみですので、市外支給決定者で重度障害者の定義に該当する方であっても算入できませんのでご注意ください。

(問) 職員の研修修了要件として、「サービス管理責任者又は生活支援員」とあるが、世話人のみが要件に当てはまる研修の修了者である場合は該当しないのか。

(答) 該当しません。重度障害者の受け入れを想定したグループホームですので、開設時から生活支援員の配置を予定している前提での要件となっています。生活支援員が要件に当てはまる研修の修了者（以下、「研修修了者」）でない場合については、サービス管理責任者が研修修了者である必要があります。

(問) 重度障害者の支援に必要な共用備品とは主にどういったものを指すのか。消耗品も対象となるのか。

(答) 例としては、空間を仕切るためのパーティション、シャワーチェアや非常ベルのカバー（工事費除く。）などが想定されます。品質や形状変えることなく、比較的長期にわたって使用できる、単価が2万円以上の備品が対象となります。

(問) 補助金申請時から入居者が全員決定している必要があるか。未定の場合は申請ができないのか。

(答) 利用者氏名等が未定であっても想定 of 障害支援区分等を記載いただくことで申請は可能です。しかしながら、実績において補助要件を満たさず、補助金の返還になる恐れが高くなってしまうことから、一定の具体性を以て申請を行っていただき、計画の段階から重度障害者の入居につながるような受入体制のご準備をお願いいたします。